

## 『入唐求法巡礼行記』にみる唐の通行許可証 - 「公驗」の再検討一

中 大輔（國學院大學大學院博士課程（後期））

### はじめに

『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』とする）は九世紀に入唐した日本僧円仁の日記である。『行記』には円仁の見聞した当時の唐の社会が克明に描かれており、仏教界に関することはもとより、日・唐・新羅間の人・モノの動きや唐の地方制度の実態をも知ることができる極めて貴重な史料である。

開成3年（838）にいわゆる承和遣唐使の一員として入唐した円仁は、開成4年（839）に山東半島の登州で遣唐使一行と別れ、大中元年（847）に再び登州の地から渡海して帰国するまで、五台山・長安と巡礼の旅を続けた。周知のように、唐においては人々の移動は無制限ではなく、旅行者は官による通行許可証の交付を必要とした。円仁も例外ではなく、この巡礼の旅において、通行許可証一『行記』では「公驗」と記されている一の発給を申請し、交付されたことが『行記』に見えている。

唐代の通行許可証については、日本の入唐僧が帰国時に持ち帰って日本国内で伝世されたものや、敦煌・吐魯番から出土したものが現存しており<sup>(1)</sup>、これらを利用して多くの研究が蓄積されている<sup>(2)</sup>。『行記』に見える公驗についてもすでに小野勝年氏<sup>(3)</sup>や山岸健二氏<sup>(4)</sup>による専論があり、詳細な検討が加えられている。しかしながら、公驗の理解をめぐってはなお議論の余地が残されていると考える。そこで、本稿では『行記』に見える公驗について再検討を行い、唐代の交通システムを考えるための一助としたい。

なお、以下本文中で、日付のみ提示したものはすべて『行記』による。

### 1. 唐代通行許可証制度の概観

まず、『行記』の検討に先だって、唐代における通行許可証制度について概観しておく。

衛禁律 25 私度関条には通行許可証を持たずに関津を通過することに対する罰則規定があるが、その疏義には関津を通過するのに必要な通行許可証が列記されている。

#### 史料 1 衛禁律 25 私度関条

諸私度関者、徒一年。越度者、加<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>門為<sub>レ</sub>越。

疏議曰、水陸等関、両処各有<sub>二</sub>門禁<sub>一</sub>、行人来往皆有<sub>二</sub>公文<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>馭使驗<sub>一</sub>符券<sub>一</sub>、伝送<sub>二</sub>抛<sub>一</sub>通牒<sub>一</sub>、軍防・丁夫有<sub>二</sub>総曆<sub>一</sub>、自余各請<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>而度。若無<sub>二</sub>公文<sub>一</sub>、私從<sub>二</sub>関門<sub>一</sub>過、合徒一年。越度者、謂<sub>二</sub>関不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>門、津不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>濟而度者、徒一年半。

これによれば、馭使は符券、伝送は通牒、軍防・丁夫は総曆を関津の通行許可証とし、それ以外の旅行者は過所を所持していなければならなかった。

過所に関する規程は『大唐六典』や『和名類聚抄』にも関連する令の逸文が見られる。

#### 史料 2 『和名類聚抄』居処部道路類津条

唐令云、諸度<sub>二</sub>関津<sub>一</sub>、及乘<sub>二</sub>船筏<sub>一</sub>上下経<sub>レ</sub>津者、皆当<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>。

### 史料3 『大唐六典』卷六 尚書省司門郎中員外郎条

凡欲<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>關<sub>レ</sub>者、先經<sub>二</sub>本部本司<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>。在<sub>レ</sub>京則省給之、在外州給之。雖<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>所部<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>來文<sub>一</sub>者、所在給之。

### 史料4 『大唐六典』卷三〇 京兆河南太原牧及都督刺史掌条

戸曹司戸參軍、掌戸籍・計帳・道路・逆旅・田疇・六蓄・過所・鑄符之事、(後略)

関津の通過には過所を必要としたが(史料2)、その発給申請は本部(地方においては県)か、官人の場合は本司を通じて申請し、京では尚書省が、地方では州が過所を発給することとなっていた。また、本部・本司でない場合でも「来文」があれば所在地で過所を発給できた(史料3)。過所の発給を担当するのは戸曹(司戸)参軍であり、州以外でも戸曹(司戸)参軍を有する三府・都督府で過所は発給されていた<sup>(5)</sup>(史料4)。

過所の書式に関する条文は現存していないが、日本では養老公式令22 過所式条にその規程があり、唐令においても公式令に過所式が定められていたと考えられている<sup>(6)</sup>。また、その書式は現存する実例によれば、概ね①発給官司名、②旅行者・従者の身分位姓名と携帯品内訳、③宛所(目的地+「已来路次」)～「幸依勘過」、④発給担当者の署、⑤発給年月日+「給」、となっている<sup>(7)</sup>。

過所は律令条文上では関津における通行許可証として規定されているが、園城寺が所蔵する円珍の過所には「所在州県鎮鋪関津堰寺」「所在関津守捉」での交通検察を想定していたことが見えており、実際には関津以外においても交通検察が行われ、過所が通行許可証として機能していたことが知られる<sup>(8)</sup>。

過所は五代までは使用されていたが、宋代には見られなくなっており、これに替わって公驗と呼ばれる通行許可証が用いられていた<sup>(9)</sup>。公驗は唐代からすでに見られるが、これまで公驗については発給官司や通行範囲が過所とどう異なるのかについて議論されてきた。公驗の発給官司については、過所とは異なり県などでも発給できたことが指摘されており、発給官司の非限定性が公驗の特徴とされている<sup>(10)</sup>。一方その通用範囲については、過所が関津に用いられるのに対し、公驗はそれ以外の州県鎮鋪で用いられるとする内藤湖南氏の見解がある<sup>(11)</sup>。これに対し、仁井田陞氏は公驗の申請文言にも「関津」が見られることから内藤説を批判し、その上で「公驗の通用区域の狭小なのに対し、過所のそれは広かった様である。然し、公驗が常に通用の区域が狭かったと断定するわけではない」と慎重な判断を下している<sup>(12)</sup>。この通用範囲に関する見解の曖昧さは後の研究でも解消されおらず、公驗は通用範囲が限定されないとする説<sup>(13)</sup>と、発給官司の管轄領域を通用範囲とするという説<sup>(14)</sup>が出されている。

ここで注意しなければならないのは、公驗とはそもそも通行許可証に限らず、軍功や売買などの公的証明書をもひろく指す言葉であり、特定の文書様式を指すものではないことである<sup>(15)</sup>。公驗の語がそのような一般名詞だとすれば、それが通行許可証として用いられる場合でも、必ずしも定まった様式や機能を有しているとは限らない。律令上に様式・機能が規定された文書である「過所」と、公的証明書一般を指す「公驗」を同一の俎上で対比することはできず、公驗は過所よりも広い概念として捉えなければならない。『行記』に見える公驗についても、このような視点から再度検討する必要があるだろう。

## 2. 円仁の唐留住と通行許可証取得の経過

山岸氏が整理されたように、『行記』において円仁が通行許可証を申請する場面は3度見ることができる。

- ①揚州における天台山巡礼の許可申請
- ②登州における五台山巡礼の許可申請
- ③長安における帰国の許可申請

①は、開成3年に遣唐使船に乗って揚州に上陸した円仁が天台山への巡礼許可を揚州府に求めたものであるが、最終的に不許可となったものである（開成4・2・24）。なお、この申請の際には『行記』に「公験」の語は使用されていない。

③は、開成5年8月に長安入城を果たした円仁が、会昌5年5月14日に帰国のために京兆府に申請し、発給されたものである。円仁は「公験」の交付を受け、会昌元年以来100回以上帰国を申請したが許されず、会昌の廢仏にあたってようやく帰国することが出来たと複雑な心境を述べている（会昌5・5・14）。

②は、遣唐使一行と別れて登州文登県清寧郷の赤山法花院（赤山院）に居住することになった円仁が、五台山・長安への巡礼の旅の許可を得るために当地の官府に「公験」を申請し、発給されたものである。②の過程においては『行記』にもしばしば「公験」の語が見え、円仁と官司との文書のやりとりの記録も残されており、従来の公験研究でも取り上げられることが多い。以下、本稿では②の公験発給過程について詳しく見ていく。

②における公験申請から発給までの足取りを簡単に整理したものが後掲の表1である。

円仁は赤山院の新羅僧らと交流する中で、登州から遠い天台山行きを断念し、目的地を五台山に改めた（開成4・7・23）。そこで、円仁は五台山巡礼に向けての通行許可証—公験—を官に求めることになるのであるが、『行記』に初めて公験申請のことが見えるのは開成4年9月26日のことである。円仁は『行記』の同日条に、赤山院の院主である新羅僧法清がかつて長安章敬寺の僧であったときに祠部が発行した公験を写し、つづけて自分が赤山院に提出した公験申請の牒を載せている。この時に円仁は巡礼の旅に必要な通行許可証を法清から学び、それに準じて申請を行ったのであろう。しかし、その後しばらくは赤山院から上属の官司に公験申請が行われた形跡はない。年明けて翌開成5年1月19日に、円仁はあらためて赤山院に巡礼の申し出を行っている。

円仁の再度の巡礼許可申請を受けて、赤山院では「当州軍事押衙」の張詠に円仁の巡礼許可申請を行った（20日）。張詠はこれを文登県に取り次ぎ（21日）、さらに文登県は登州に上申を行っている（27日）。2月19日に文登県から張詠の「勾当新羅押衙所」に牒が届き、その翌日に円仁は張詠から文登県への牒を託され文登県城に向かう。24日に文登県から牒が発給され、円仁はそれを手に翌日登州都督府に向けて出発する。円仁は3月2日に登州府に入り、5日に公験を申請、11日には登州都督府から1通は青州（淄青）節度使、1通は青州府の登州留後官に提出する「牒二道」が発給される。これを受けて円仁はさらに青州へと向かい、22日に節度使に牒を提出する。4月1日には節度使より公験が発給され、円仁らは青州を發して五台山へと赴く。

以上、円仁が赤山院から五台山へ至るまでの公験の申請・発給過程を簡略に追ってみたが、円仁は文登県・登州都督府・押衙蕃使府よりそれぞれ文書を発給されている。従来の公験研究では、これらのすべてが通行許可証としての公験として検討されることがあるが、

前節で見たように問題は公験の内実であり、またそれ以前にこれらが公験なのかどうかにも再検討の余地がある。次に、これらの3つの文書を便宜的に文書 A（文登県牒）・文書 B（登州都督府牒）・文書 C（押両蕃使公験）と呼び、節を改めてそれぞれについて検討を行う。

### 3. 『行記』における「公験」の再検討

#### ①文書 A について

##### 史料 5 開成五年二月廿四日条一文書 A

廿四日、早朝、(A)得<sub>レ</sub>県公牒<sub>一</sub>、文如<sub>レ</sub>別<sub>一</sub>。所由李明才勾<sub>レ</sub>当公験<sub>一</sub>畢、歸<sub>レ</sub>張押衙所<sub>一</sub>。

登州都督府 文登県牒

日本国客僧円仁等肆人

僧円仁、弟子僧惟正・惟曉、行者丁雄万并隨身衣鉢等

牒。檢<sub>レ</sub>案内<sub>一</sub>、得<sub>レ</sub>前件僧状<sub>一</sub>、去開成四年六月、因<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>本国朝貢船<sub>一</sub>、到<sub>レ</sub>文登県青寧郷赤山新羅院<sub>一</sub>、寄<sub>レ</sub>住<sub>一</sub>。今蒙<sub>レ</sub>放任<sub>一</sub>東西。今欲<sub>レ</sub>往<sub>レ</sub>諸処巡礼<sub>一</sub>。恐所在州県関津口鋪路次不<sub>レ</sub>練<sub>レ</sub>行由<sub>一</sub>。伏乞賜<sub>レ</sub>公験<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>憑。請<sub>レ</sub>処分<sub>一</sub>者。依檢、前客僧未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>状給<sub>レ</sub>公験<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>処分<sub>一</sub>者。(B)准<sub>レ</sub>前状<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>公験<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>憑者。謹牒。

開成五年二月廿三日

典王佐牒  
主簿判尉胡君直

文書 A は、円仁が勾当新羅使張詠を通じて公験申請を行ったことに対し、文登県が発給した文書である。

この文書が公験なのか否かについてまず最初に確認しておく。小野勝年氏は、下線(A)の「得<sub>レ</sub>県公牒<sub>一</sub>、文如<sub>レ</sub>別<sub>一</sub>」に「験」の字を補って「県の公験を得たり。牒文は別の如し」と読み、また下線(B)を「前の状に准じて公験を給して憑と為すものなり」と読んで、文登県から公験が発給されたとしている<sup>(16)</sup>。しかし、(A)はあえて「験」の字を補わなくとも「県の公牒を得たり。文は別の如し」と読み、(B)も「前状に准じ公験を給して憑となせ」と読めるのであり、文書A自体は公験ではなかったと考えるべきであろう<sup>(17)</sup>。

文書Aは文登県から登州都督府に宛てて出されたものである<sup>(18)</sup>。冒頭に公験申請者・従者名と携帯品内訳を挙げ、公験申請者による申請状を引用して、文登県が登州都督府に公験を発給することを求めている。すなわち、この文書 A は、これ自体が公験なのではなく、県から州へ公験の発給を取り次いだ文書と考えられる。

#### ②公験 B について

##### 史料 6 開成五年三月十一日条一文書 B

十一日巳時、得州牒兩道。一道留後官、一道進<sub>レ</sub>使。把<sub>レ</sub>牒入<sub>レ</sub>州、謝<sub>レ</sub>刺史<sub>一</sub>兼辞。仍写<sub>レ</sub>得州牒之本<sub>一</sub>

登州都督府牒<sub>一</sub>上押両蕃使<sub>一</sub>

抛<sub>レ</sub>日本国僧円仁等状<sub>一</sub>請<sub>レ</sub>公験<sub>一</sub>、往<sub>レ</sub>五台并名山及諸方<sub>一</sub>、巡<sub>レ</sub>礼聖跡<sub>一</sub>、尋<sub>レ</sub>師学法<sub>一</sub>等。僧円仁、弟子僧惟正・惟曉、行者丁雄万并隨身剃刀衣鉢等。

牒。檢<sub>レ</sub>案内<sub>一</sub>得<sub>レ</sub>件僧状<sub>一</sub>「本心志<sub>レ</sub>慕釈教<sub>一</sub>、修<sub>レ</sub>行仏道<sub>一</sub>。遠聞、中花五台等諸処、仏法

之根源、大聖之化処。西天高僧、踰險遠投、唐国名徳、遊茲得道。円仁等旧有欽羨、涉海訪尋、未遂宿願。去開成四年六月、留到文登県青寧郷赤山新羅院。隔生縁滄溟、忘懷土於海岸。今欲往諸方、礼謁聖跡、尋師学法。恐所在州県関津口鋪及寺舍等不練行由。伏望特賜公驗、以為憑拠。者。依檢、日本国僧円仁等、先拋文登県申、「去年六月十二日、日本国入京朝貢使却迴船到当県界青寧郷赤山東海口着岸、至七月二十五日發。」続得県申、「日本国還国船上、拋却僧円仁并行者等四人」。州司先具事由、申使訖。謹具如前。不審給公驗否者。刺史判、州司無憑便給公驗。付安録、申尚書取裁。仍遣僧人自賚状見尚書取处分者。謹具如前。未有申使、請处分者。具状上牒使者。謹録牒上。謹牒

開成五年三月九日  
府史匡從制牒

具状申上。尚書。

十日 行 固

牒壹道出訖。典 匡從制 官復言 印二

文書 A に次いで登州都督府で発給されたのが文書 B である。文書 B では、冒頭に円仁の公驗申請の旨が書かれ、本文では「檢案内得件僧状」とあって円仁の提出した状が引用されている。『行記』開成 5 年 3 月 3 日条にはほぼ同文の円仁状が掲げられており、この日に提出された文書を引用したものであろう。続けて文登県からの申上文として円仁が登州文登県に滞在する由来が記されるが、この内容は文書 A と同文ではない。文登県と登州都督府との間には文書 A 発給以前の段階でも文書のやりとりがあり（開成 5 年 1 月 21 日、同 2 月 15 日）、この段階での申上によるものであろうか。その後、州司は使（押両蕃使）への報告を既に行ったが、公驗を発給すべきかどうか明確でないことが記される。続く「州司無憑便給公驗。付安録、申尚書取裁」とは、小野氏が明らかにしたように「州司には公驗を発給する憑がないため、安録を付して押両蕃使の決裁を仰ぐ」という意味であり、いわば公驗発給の判断を押両蕃使に先送りするものである。よって文書 B も押両蕃使に公驗発給を申請する文書であり、小野氏・山岸氏も既に指摘するように、これ自身は公驗ではない。

ただし、文中に「申使訖」と見えるように、既に登州都督府と押両蕃使の間には公驗発給をめぐる文書のやりとりがなされており、判断をまったく先送りにしたということではないだろう。小野氏は「節度使の判定の如何んでは再度、赤山法花院に送還されて禁足のうき目にあうような事態も生じうる可能性をふくんでいる」とするが、押両蕃使で公驗を発給できることはこの段階で了解済みだったのではないかと思われる。すなわち、円仁の公驗発給は登州都督府ではなく、押両蕃使が行わなければならない理由があったということであろうが、この点は後述する。

### ③文書 C について

続いて文書 C であるが、文書 C は文書 A・B と異なり、『行記』にその内容が写されていないため、記載の詳細は不明とせざるを得ない。しかしながら、文書 C の場合は『行記』にはっきりと「得公驗」と記されていて、これが通行許可証としての公驗であったことは疑いない。4 月 1 日に文書 C を得た円仁は、4 月 3 日に青州を発し、同年 4 月 28 日には念願の五台山に到着した。五台山巡礼を果たした円仁は 7 月に長安に向かい、8 月 22

日には長安城内に入っている。この間、円仁が新たな通行許可証を申請・発給された形跡はなく、長安に入った際にも青州で得た公験を提示していることから（8月23日、同24日）、文書Cは長安にいたるまでの通行許可証として機能したといえる。

五台山から長安への路次において、円仁は何度か関を通過し、関吏の勘過を経ている（開成5年8月4日、同5日、同13日）。内藤湖南氏は、過所は関津で用い、公験はそれ以外において使用されるとする立場から、円仁は公験である文書Cの他に過所も得ていた可能性があるとして指摘している<sup>(19)</sup>。これに対して仁井田陞氏は、公験が関津でも使用されたとして批判しているが、その論拠となっているのは文書A・Bに見える「恐所在州県関津口鋪路次不<sub>レ</sub>練<sub>レ</sub>行由<sub>一</sub>・「恐所在州県関津口鋪及寺舍等不<sub>レ</sub>練<sub>レ</sub>行由<sub>一</sub>」という申請理由の部分に「関津」の語が見えることである<sup>(20)</sup>。しかし、1節で述べたように「公験」が広く公的証明書を指すとすれば、文書Cが過所そのものであった可能性も検討してみる必要があるだろう。

『行記』において「過所」の語が見えるのは会昌5年11月15日条のみである。

#### 史料7 会昌五年十一月十五日条

十一月十五日、(中略) (C) 近有<sub>レ</sub>勅、「天下辺州、応<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>還俗僧尼<sub>一</sub>、并仰<sub>レ</sub>所在<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>存亡<sub>一</sub>、且不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>東西<sub>一</sub>。」縁<sub>レ</sub>還俗僧張法滿、京兆府准<sub>レ</sub>勅通<sub>レ</sub>歸西蕃<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>通送<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>鳳翔節度<sub>一</sub>府<sub>一</sub>。縁<sub>レ</sub>節度使重奏、勅旨且令<sub>レ</sub>鳳翔府收管<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>通入<sub>レ</sub>西蕃<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>此、天下辺州還俗僧尼亦不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>東西<sub>一</sub>。 (A) 勾当使為<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>送求僧等<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>当州過所<sub>一</sub>、 (B) 端公判云「自求<sub>レ</sub>船、況准<sub>レ</sub>勅通過、不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>停滯住<sub>レ</sub>給者。」 (D) 本曹官人商量云「有<sub>レ</sub>阻<sub>レ</sub>勅文<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>肯給<sub>レ</sub>公験<sub>一</sub>。」

本条には、「過所」「公験」の双方の語が見えており注目される。山岸氏はこの2つの語が書き分けられていることから、円仁は過所・公験を区別していたとしている。しかし本条の内容は、勾当使（張詠）が円仁帰国のために「過所」を請求した（下線A）のに対し、刺史である端公は「不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>停滯住<sub>レ</sub>給」として「過所」を発給して円仁を帰国させようとしたが（下線B）、還俗した僧尼を「不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>東西<sub>一</sub>」という新しい勅（下線C）に従って、担当官人は「公験」の支給を承諾しなかった（下線D）、というものである。つまり、ここでの「公験」は文脈上「過所」と同じものを指すと考えなければならない。『行記』では過所も含めて「公験」と呼んでいた可能性があり、文書Cが実際には過所式に基づく文書であったとことも想定しうるのである。もっとも文書Cの書式は知り得ないので、それが過所であった確証もない。しかし、関津の勘過に用いられていることや、発給官司の領域に関わらず使用されていることなど、これまでに知られる他の過所と文書Cは共通した内容を持っている。ほぼ同時代に入唐した円珍は越州・尚書司門で過所の判給を受けており、文書Cが過所であった可能性は高いと思われる。

文書Cが過所であるとすれば、文書A・Bは過所申請・発給過程の文書ということになる。史料3の関市令逸文によれば、地方官司の場合、過所の発給申請はまず本部である県に申請がなされ、それを経て州が発給することとなっていた。この申請過程は日本令においても同様であり、『令義解』関市令1欲度関条には唐令と同様の規定が見られる。

## 史料8 『令義解』関市令1 欲度関条

凡欲<sub>レ</sub>度関者。皆<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>本部本司<sub>一</sub>。請<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>。官司検勘。然後判給。還者連<sub>二</sub>来文<sub>一</sub>。申牒勘給。若於<sub>二</sub>来文外<sub>一</sub>。更須<sub>レ</sub>附者。驗<sub>レ</sub>実聴之。日別惣連為<sub>レ</sub>案。若已得<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>故卅日不<sub>レ</sub>去者。将<sub>二</sub>旧過所<sub>一</sub>。申牒改給。若在<sub>レ</sub>路有<sub>レ</sub>故者。申<sub>二</sub>随近国司<sub>一</sub>。具<sub>レ</sub>状送<sub>レ</sub>関。雖<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>所部<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>来文<sub>一</sub>者亦給。若船筏經<sub>レ</sub>関者。亦請<sub>二</sub>過所<sub>一</sub>。

この「皆<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>本部本司<sub>一</sub>」の部分に付された義解によれば、本部・本司から過所の発給官司へは「許牒」と呼ばれる文書が申請文書に副えて送られることになっていた<sup>(21)</sup>。唐においても地方官司における過所発給過程では州と本部＝県との間に文書のやりとりがあったことが吐魯番出土の案卷から明らかにされているが<sup>(22)</sup>、唐でも「許牒」と同様の文書の存在が想定される。文書 A は日本の「許牒」に相当する文書であったと考えて良いだろう。また、文書 B も州で最終的な公験発給が行えなかったために、その上属官司に送られた「許牒」に類する文書と考えられる。文書 A・B は通行許可証としての公験そのものではないが、その発給過程を明らかにしうる点で重要な史料であると言えよう<sup>(23)</sup>。

## 4. 円仁の公験と在唐新羅人

前節では円仁が青州で得た公験（文書 C）が過所であった可能性を指摘し、文書 A・B はその申請・発給過程を示す文書であることを明らかにした。しかし、史料3の唐令によれば州・都督府においても過所を発給しうるのであり、現に円珍は越州都督府から過所の発給を受けている。なぜ円仁は登州都督府で公験の発給を受けることが出来なかったのだろうか。

先に見たように、過所申請においては本部・本司を通じて申請状を提出するか、それがない場合は「来文」を所有していなくてはならない。本部とは本貫であり、戸籍に編付された土地である。そもそも、地方官司において過所を発給するのが州以上の戸曹（司戸）参军であるのは、それが戸籍・計帳を掌る官職であることと密接に関係している。唐では「本貫地主義」がとられたとされるが、それは籍帳支配と結びついた交通管理システムとして理解できる<sup>(24)</sup>。

外国人である円仁の場合、当然登州文登県は彼の本貫ではない。しかし、その場合でも「来文」すなわち、過所を申請した土地に到るまでの通行許可証があれば過所を発給しうるのである。円珍の場合、彼も円仁同様に外国人であったが、入唐にあたって大宰府（鎮西府）の発給した公験を得ていた。円珍は到着地である福州においてあらためて公験を申請するのであるが、ここで大宰府公験が「来文」の役割を果たしている。これは円珍の公験申請文書中に「謹連元赤」とある「元赤」に相当し、大宰府公験によって福州到来以前の円珍の身分が証明されているのである。円珍はその後も路次で公験を「来文」として貼り継ぎながら巡礼の旅を続け、越州都督府では過所を取得している。

円仁の場合、彼はあくまでも遣唐使船の一員として入唐したのであり、遣唐使船を降りた段階での身分は不法滞在者ということになる<sup>(25)</sup>。無論、円仁は「本部・本司」からの「来文」は所持しておらず、登州都督府が「無<sub>二</sub>憑便給<sub>一</sub>公験<sub>一</sub>」として公験を発給し得なかったのも当然といえよう。

しかしながら、円仁は最終的に押両蕃使から公験の発給を受けることができた。ここで

注意しておきたいのは、公験の発給者は淄青（青州）節度使ではなく、あくまでも押両蕃使（押新羅渤海両蕃使）だということである。淄青節度使と押新羅渤海両蕃使は兼任されるのが常例であり<sup>(26)</sup>、実質は同一人物の兼官なのであるが、ここでは文書Bの宛所が明確に「押両蕃使」と記されていることを重視したい<sup>(27)</sup>。公験の発給官司が押両蕃使であることについては、円仁が外国人であったためとする見解が既に提示されており<sup>(28)</sup>、基本的に従うべきと考えるが、この点についてはもう少し掘り下げた検討が可能であろう。

円仁の文登県への公験申請は、赤山院から「当州軍事押衙」（開成 5・1・20）・「勾当新羅押衙」（開成 5・2・19）の張詠を通じて行われた。張詠は赤山法花院の「勾当」であり、節度使権力とも結びつきをもつ在唐新羅人である<sup>(29)</sup>。公験申請が張詠を通じて行われたのは、張詠が赤山院に近い在唐新羅人の有力者であったというだけでなく、公験申請をめぐって文登県との間に文書のやりとりがあることや、その際の牒の宛所が「勾当新羅押衙」（開成 5・2・19）となっていることなどからも、張詠の公的な職掌によるものと考えなければならない。

そこで注目されるのは、円仁が帰国時に張詠と再会した際、張詠の肩書きとして「勾当文登県界新羅人戸」と見えることである（会昌 5 年 8 月 27 日）。8 世紀末から 9 世紀初頭にかけては、新羅国内の飢餓や政治的混乱のなかで多くの新羅人が唐に移住してきたり、沿岸部の海賊によって奴婢として売られたりしていた<sup>(30)</sup>。『唐会要』巻 87 長慶 3 年正月条には、開放された新羅人奴婢が「傍海村郷」に寄寓しているため、その開放奴婢が本国に帰るための船舶を州県が制限しないようにしてほしいという新羅国使金柱弼の状がみえ、これを許可する勅が出ている。これはあくまでも開放奴婢に関する事例ではあるが、山東の赤山浦や乳山浦には張宝高の貿易船も寄港しているように（開成 4 年 6 月 28 日、同 5 年 2 月 15 日）、山東半島には商船の往来などをも通じて多くの在唐新羅人が居住していた<sup>(31)</sup>。これらの在唐新羅人がすべて唐に帰化し、戸籍に編付されていたとは考えがたいが、一方で唐ではこれらの新羅人を何らかの方法で掌握していたことも推測される<sup>(32)</sup>。張詠の「勾当文登県界新羅人戸」という職掌は、登州文登県における在唐新羅人の「戸」の管理・掌握にあったのであろう。

円仁は、この張詠を通じて公験申請を行ったのであるが、参考になるのが帰国時の漣水県におけるやりとりである。

#### 史料 9 会昌五年七月九日条

九日、齋時到漣水県。〔中略〕仍作状入県見長官、請停泊当県新羅坊内、覓船帰国上。長官相見哀恤、喚祇承人处分、令勾当茶飯飲食。且令将見長官、問云「(A) 新羅坊裏、曾有相識否」。答曰「縁開成四年日本国朝貢使從楚州発帰国時、皆於楚州及当県抽上人、的令有相識」。長官处分祇承人云「領和尚到新羅坊、(B) 若人識認、即分付取領状来。若無人認、即却領和尚来」。便共使同到坊内。惣管等擬領、別有專知官不肯、所以不作領状、却到県中。〔後略〕

漣水県の新羅人居留地である新羅坊に着いた円仁は、ここで滞在して船を求め、渡海することを県の長官に申請した。これに対し長官は新羅坊内に面識のあるものがあるかどうかを問い（下線 A）、その「領状」（下線 B）があれば円仁の滞在を認めると答えている。



結果、新羅坊の専知官が「領状」を作成しなかったので滞在することはできなかったが、ここからは面識のあるものが申請者の身分を証明すること、すなわち保証人が存在することによって滞在が許されることがわかる。これは公験発給においても同様と考えられ、「来文」がない場合も、保証人による証明をもってこれに換えることができたのである<sup>(33)</sup>。

以上のように、円仁は山東半島の在唐新羅人を保証人とすることで公験の発給を受けることができたのであるが、それは通常の州一県による戸籍把握とは異なり、勾当新羅使を通じた「戸」の把握によるものであったために、最終的な発給の権限も在唐新羅人管理体制の最高責任者たる押両蕃使が有していたのであろう。唐における民衆把握は籍帳を基本とし、通常は通行許可証の発給もこれに依拠して行われるのであるが、円仁のような外国人に対しても押蕃使などを通じた管理・把握体制によって柔軟な対応が可能であったものと考えられる。円仁の巡礼の旅が在唐新羅人の協力の上に成り立っていたことはよく知られているが、このことは公験発給過程からも裏づけられるのである。

## おわりに

本稿では『行記』に見える「公験」を再検討し、これまで過所とは異なる通行許可証として論じられてきた山東半島で円仁が入手した「公験」は、過所の申請・発給過程における文書であり、またその申請・発給は在唐新羅人の管理・把握体制を通じたものであったことを明らかにした。

公験を通じた通行許可証制度とは、唐国内に居住・滞在する様々な人間の身分・素性を国家が文書によって管理・把握することに他ならない<sup>(34)</sup>。“本貫地主義”とは人々の移動を制限するものと捉えられがちであるが、むしろ移動する人々の管理・把握を維持するために機能するシステムであると言えよう。それは籍帳支配を根本としつつも、その枠外にある外国人も柔軟に含みこむことのできる性格を備えていた。

唐代の通行許可証研究は、これまで過所・公験という2種類の通証許可証制度を明らかにするという方向で行われてきた。しかし、本稿で見たように、公験は過所を内包するのであり、唐代の通行許可証は公験全体の構造として考える必要がある。そして、第1節の史料1に見えるように、通行許可証は過所のみではなく、伝符・通牒・総曆なども視野に入れた上で唐代の交通システムを位置づけることが必要であろう<sup>(35)</sup>。

本稿では『行記』にみえる公験、しかも山東半島におけるそれに限定して述べてきたため、円仁以外の入唐僧や敦煌・吐魯番における通行許可証についてはほとんど論じることができなかった。残す課題は多いのであるが、唐代の交通システム解明の糸口となれば幸いである。

## 〔注〕

- (1) 現存する過所・公験については礪波護「唐代の過所と公験」(『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所 1993年)がほぼ網羅的に紹介しており、写真も多く掲載されている。以下、『行記』に見えるもの以外の入唐僧の過所・公験についてはこの論文による。
- (2) 唐代の通行許可証に関する研究については礪波前掲註(1)論文が1993年以前の研究史整理を行っており有益である。それ以降の主な研究としては、中村裕一「敦煌・吐魯番文献中の唐代公文書」(『唐代公文書研究』汲古書

- 院 1996年)、山岸健二『『入唐求法巡礼行記』にみえる過所・公驗』(『史学研究集録』21 1996年)、荒川正晴 A「唐の州県百姓と過所の発給」(『史観』137 1997年)、同 B「唐朝の交通システム」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』40 2000年)、石田実洋 A「『伝教大師入唐牒』についての二、三の考察」(『日本歴史』606 1998年)、石田実洋 B「正倉院文書統修第二十八巻の『過所』についての基礎的考察」(『古文書研究』51 2000年。)など。
- (3) 小野勝年「山東における円仁の見聞」(『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』塚本博士頌寿記念会 1961年)。以下、特に断らない限り、小野氏の見解はこの論文による。
- (4) 山岸前掲註(2)論文。以下、山岸氏の見解はすべてこの論文による。
- (5) 中央においては尚書省司門の他、親王府戸曹参軍事・左右衛倉曹参軍事などでも過所が発給された。なお、過所発給官司や手続きに関しては、杉井一臣「唐代の過所発給について」(『東アジアの法と社会』汲古書院 1990年)、荒川前掲註(2)A論文、石田前掲註(2)B論文など参照。
- (6) 中村裕一「唐代官文書の種類」(『唐代官文書研究』中文出版社 1991年)。
- (7) 荒川前掲註(2)A論文。
- (8) 館野和己「関津道路における交通検察」(『日本古代の交通と社会』塙書房 1998年 初出1994年)。
- (9) 青山定雄「唐・五代の関津と商税」(『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館 1963年 初出1950年)。
- (10) 青山前掲註(9)論文、杉井前掲註(5)論文など。
- (11) 内藤湖南「三井寺所蔵の唐過所に就て」(『内藤湖南全集』第7巻 筑摩書房 1970年 初出1931年)。
- (12) 仁井田陞「過所及び公驗」(『唐宋法律文書の研究』東方文化学院 1937年)。
- (13) 杉井前掲註(5)論文。
- (14) 荒川前掲註(2)A論文。
- (15) 小野前掲註(3)論文、中村前掲註(6)論文、坂内三彦「公驗の基礎的考察」(『時代と研究』18・19 2001・2002年)。なお、小野氏は別の論文では「そもそも公驗とは官司から出された認可、証明などの公文書の義であるが、狭義には旅行証明書のことを指した。すなわち、符券・通牒・総歴・過所などの交通関係の証明書を総括した言葉として用いられるのである」として、「公驗」が符券・通牒・総歴なども含む通行許可証一般を指す語であるとしているが、従来の通行許可証研究においてこの文章はあまり注目されていない。この指摘は極めて重要であり、本稿でも基本的にこの見解を継承している。小野勝年「唐の官庁と円仁の旅行体験」(『入唐求法巡礼行記の研究』4巻 鈴木学術財団 1969年)。
- (16) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』2巻(鈴木学術財団 1966年)。
- (17) 堀敏一「唐代新羅人居留地と日本僧円仁入唐の由来」(『古代文化』50-5 1998年)。
- (18) 杉井前掲註(5)論文は文書Aの宛所を受給者である円仁とするが、小野前掲註(3)論文・山岸前掲註(2)論文の指摘するとおり宛所はあくまでも登州都督府である。
- (19) 内藤前掲註(11)論文。
- (20) 仁井田前掲註(12)論文。
- (21) 「許牒」など、日本令における過所発給過程については石田前掲註(2)B論文参照。
- (22) 杉井前掲註(5)論文、荒川前掲註(2)A論文。
- (23) 小野氏や山岸氏も、文書A・Bについては巡礼許可証発給までの暫定的なものと捉えているのであるが、文書Aは登州、文書Bは青州までの通行許可証としての機能していたとしている。たしかに、これらが上属官府までの繋ぎの通行許可証として機能したことは十分想定しうる。しかし、山岸氏自身も紹介しているように、登州城に到着して所由の番汝に行由を問われた円仁は文書Aを提示しておらず、あらためて記した「行歴」にも文書Aのことは見えない(開成5年3月2日)。文書Aをあえて通行許可証として理解する必要は乏しいように思う。このことは、そもそもどの範囲での移動に公驗が必要となるのかという問題をはらむが、最澄・円珍の公驗も踏まえた上で

別に検討することとしたい。

- (24) 唐における通行許可証と“本貫地主義”については荒川前掲註(2)論文参照。日本の場合については館野前掲註(8)書がこの問題について詳細に検討している。
- (25) 遣唐使が唐の国内に来着すると、到着地の州は「辺牒」と呼ばれる名簿を作成することになっていた。おそらくはこの「辺牒」が遣唐使の国内における公験となっていたと考えられ、使節全体で管理されていたと推察できる。軍防・丁夫の公験である「総歴」に近いものであろうか。遣唐使の待遇については石見清裕氏の研究を参照。石見清裕「辺境州県における朝貢使節の待遇」・同「交雑の禁止」(いずれも『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院 1998年)。
- (26) 押蕃使については、村井恭子「押蕃使の設置について」『東洋学報』84-4 2003年を参照。
- (27) 後に長安においてこの公験を提示する際、円仁は「請青州公験」(開成5年8月23日)、「於節度使韋尚書辺請得公験」(開成5年8月24日)などと記しており、山岸氏はこれを押両蕃使でなく青州(淄青)節度使の発給した公験とする。しかし、文書Bは登州都督府が発給した正式な公文書であり、円仁自身が記したものよりも、こちらの宛所を重視すべきであろう。
- (28) 小野前掲註(16)書、堀前掲註(17)論文。
- (29) 張詠については、坂上早魚「九世紀の日唐交通と新羅人—円仁の『入唐求法巡礼行記』を中心に—」(『文明のクロスロード』28 1988年)、堀前掲註(17)論文。
- (30) 蒲生京子「新羅末期の張保皋の抬頭と反乱」(『朝鮮史研究会論文集』16 1979年)、坂上前掲註(29)論文。
- (31) 山東半島の在唐新羅人については坂上前掲註(29)論文、堀敏一「在唐新羅人の活動と日唐交通」(『東アジアのなかの古代日本』研文出版 1998年)、堀前掲註(17)論文、金文経「在唐新羅人社会と仏教」(高慶州訳『アジア遊学』26 2001年)など。
- (32) 石見清裕氏は、蕃坊においても戸籍に準ずる何らかの方法で居留民を把握していた可能性を指摘している。唐代の在留外国人全般については、石見清裕「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」(前掲註(25)書)。
- (33) 過所発給において「来文」がなくても保証人の存在で発給が許可された例として、吐魯番出土の「垂拱元年(六八五)康義羅施等請過所案卷」がある。この案卷によれば、西州都督府において「公文」を有していないソグド人商人が過所発給を申請したのに対し、内地州県に本貫をもつ「百姓」化したソグド人らの「保人」が証言することで過所が班給されている。荒川正晴「唐帝国とソグド人の交易活動」(『東洋史研究』56-3 1997年)参照。
- (34) 通行許可証制度のこのような性格をもっとも端的に示しているのは、シナ・インド物語の次のような箇所である。「シナのある所から別の所へ旅行をしたい者は、総督からと宦官から発行される二通の〔通行〕手形を受け取る。総督の発行する手形は、公道〔を通行する〕ためのもので、それには旅行者と同伴者の名前、旅行者と同伴者の年令、また彼はどの氏族出身であるかが記載されている。シナの国に住む者は、本国人であるうとアラブやその他の外国人であるうと皆、自分の身分を分からせるものに所属しておく必要があるのである」。藤本勝次訳注『シナ・インド物語』(関西大学出版・広報部 1976年)。
- (35) このような唐代交通システムの総合的な研究としては荒川前掲註(2)B論文がある。従来、過所・公験などの「私交通」に関する研究と駅伝馬制などの「公共交通」に関する研究は多くなかったが、荒川氏はこれらを含めて論じた上で、公験と通牒に同一の性格を見出しており、このような視角は今後継承していかねばならない。

表1 押新羅渤海両蕃使「公驗」交付までの経過

6月7日	赤山村到着。
7月16日	遣唐使船出発。州使、県家に報告。
7月23日	五台山・天台山を遊行した新羅僧聖林の話聞き、天台山行きを断念、五台山行きを決意。
7月28日	文登県より清寧郷に円仁らの身元確認を求める牒が届く。これに対し、円仁ならびに赤山院主僧法清は、県に円仁留住の事由を説明する文書を提出。
9月3日	8月13日に、文登県より清寧郷州司の追勤こそなえて円仁らの身柄を確保しておくよう命じる牒が届く。これに対して村正が円仁ら留住の報告を受けていない旨返答したため、再度文登県より文書が下される。これに対し、円仁らは留住の事由を報告。
9月26日	巡礼のための「公驗」を州県に申請するよう赤山院に依頼。
1月19日	円仁より赤山院に巡礼の許可を求める書状提出。
1月20日	赤山院綱維と従僧の惟正が当州軍事押衛張詠を訪ね、赤山院・円仁の巡礼許可申請を提出。
1月21日	張詠より「巡礼許可は明日に県に報告するので、返報があれば専使を派遣して知らせる」との報が届く。
1月27日	張詠より「県から返報があり、州司の処分を十数日待つようこと指示があった」との報。
2月1日	円仁より張詠に巡礼許可の催促。張詠より安心して待つように返報。
2月15日	張詠と会見。張詠より州からの返事待ちと告げられる。
2月19日	法清とともに「勾当新羅使長押邸宅」に向かう。文登県より勾当新羅所への牒が届く。
2月20日	張詠は牒を円仁に付し、県司に向かい「公驗」を交付させるため、担当官の李明才をして県司に送らせる。
2月21日	李明才が県に入るも、時間が合わなかったため判を得られず、「公驗」が交付されない。
2月22日	県長官が請假のため「公驗」を得られず。
2月24日	文登県より登州都督符宛での「公牒」を得る。→ <b>文書A</b>
2月25日	登州府に向け出発。
2月27日	牟平県に到着。
3月2日	蓬莱県の登州府に到着し、開元寺に入る。城南地界所由の喬次が行由を問われ、行歴を提出。
3月5日	刺史に「公驗」交付申請の提出。刺史より本司が検過したとの返答。
3月8日	刺史に「公驗」交付申請の提出。刺史よりまもなく公驗交付との返答。
3月9日	使院の長より「明日州牒が下されるので、自ら淄青節度使府に赴き「公驗」を申請するように」との報が届く。
3月11日	州より二通の牒を得る。一通は留後官宛て、一通は使に宛てたもの。→ <b>文書B</b>
3月12日	登州府を出発。
3月15日	萊州に到着。
3月21日	青州府に到着。
3月22日	朝、州衙に赴くも尚書に会えず、登州知院宛に赴き牒を提出。晩、ふたたび州に赴き牒を提出。寺院で待つよう指示される。
3月25日	尚書に「公驗」交付申請の提出。
3月27日	従僧の惟正を本典院に派遣し、「公驗」交付の状況を調査。起案係より、「すでに処分し、円仁への支給するものと京へ奏上するものの二通があるが、あとは尚書の押印待ちである」との返答が届く。
3月30日	節度使より申請の奏上をすでに終えたとの報あり。
4月1日	「公驗」の交付。→ <b>文書C</b>
4月3日	五台山に向け出発。